○財務省告示第百九号

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）第二条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する電子情報処理組織を使用することのできる者として次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

なお、税関関係手数料令第二条第一項第二号に規定する電子情報処理組織を使用することのできる者を定める件（平成十六年三月財務省告示第百八十七号）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織を使用することができることを税関長に証明した者

○財務省告示第百十号

国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準（平成十九年財務省告示第百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

一を次のように改める。

一　国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準（関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第八条の二第二項関係）

㈠　産品の競争力に基づく国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。

イ　一の特恵受益国・地域（後発開発途上国を除く。）を原産地とする物品（以下「特定原産品」という。）であって、過去三年間の平均で、その輸入額が十五億円を超え、かつ、当該輸入額が特定原産品と同一の物品の総輸入額の五十パーセントを超えるものは、特恵適用の対象から三年間除外する。ただし、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は除外しない。

㈠　過去三年間の平均で、当該特定原産品の特恵適用輸入額が当該国・地域からの総特恵適用輸入額の二十五パーセントを超える場合

㈡　当該特定原産品が、経済連携協定（法第七条の八第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）締結についての大筋合意をしている国・地域（インド及びペルー）を原産地とする物品で、かつ、当該大筋合意において当該経済連携協定に基づく関税率が当該経済連携協定の発効日において特恵税率以下のものである場合

㈢　当該特定原産品の協定税率（法第七条の三第一項に規定する協定税率をいう。）が無税とされている場合

ロ　イの基準は、農水産物等（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第一類から第二十四類までに該当する物品をいう。）については輸入統計品目表（輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）に定める輸入統計品目表をいう。以下同じ。）の細分の単位で、鉱工業産品等（関税率表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品をいう。）については関税率表番号の項の単位で適用する。

ハ　イの基準は、各年度において、前々年の輸入統計品目表に基づいて、当該年度の前々年までの三暦年の貿易統計により判定する（平成二十三年度においては、平成二十一暦年の輸入統計品目表に基づいて、平成十九暦年、平成二十暦年及び平成二十一暦年の貿易統計により判定する。）。

㈡　経済連携協定に基づく関税率及び特恵税率の選択的適用を回避するための国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。

経済連携協定における我が国以外の締約国である国・地域（後発開発途上国を除く。）を原産地とする物品であって、当該物品の当該経済連携協定に基づく関税率が特恵税率以下のものについては、特恵適用の対象から除外する。

㈢　有限天然資源保護のための国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。

我が国が加盟する水産資源の保存管理に係る地域漁業管理機関において、保存管理措置に違反しているとして特定が行われる国・地域からの、当該機関における管理対象魚種の輸入といった環境・資源の保護の観点から特恵の供与を行うことが適切でない品目について、当該機関において特定が解除される等特恵非供与の根拠が解消するまでの間、特恵適用の対象から除外する。

二の㈠中「部分適用除外（国別・品目別特恵適用除外）」を「部分適用除外措置（国別・品目別特恵適用除外措置。法第八条の二第二項関係」に改める。

二の㈠のイ中「平成十八年」を「平成二十二年」に、「平成十六年における国民一人当たり国民総生産が一万六十六米ドル」を「平成二十年における国民一人当たり国民総所得が一万千九百六米ドル」に、「一人当たり国民総生産が、」を「国民一人当たり国民総所得が、」に、「平成十九年度の場合、平成十六年」を「平成二十三年度の場合、平成二十年」に、「による一人当たり国民総生産が一万六十六米ドル」を「による国民一人当たり国民総所得が一万千九百六米ドル」に改める。

二の㈠のロ中「平成十九年度の場合、平成十七歴年」を「平成二十三年度の場合、平成二十一暦年」に、「二十五％」を「二十五パーセント」に改める。

二の㈠のハ中「左記㈡の特恵適用除外措置」を「㈡に規定する全面適用除外措置」に改める。

二の㈡中「全面適用除外（国別適用除外）」を「全面適用除外措置（国別適用除外措置。法第八条の二第一項関係」に改める。

二の㈡のイ中「平成十九年度の場合、平成十六年から平成十八年まで」を「平成二十三年度の場合、平成二十年から平成二十二年まで」に、「一人当たり国民総生産」を「国民一人当たり国民総所得」に改める。

二の㈡のロ中「国民一人当たり国民総生産」を「国民一人当たり国民総所得」に、「による一人当たり国民総生産」を「による国民一人当たり国民総所得」に改める。

○財務省告示第百十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の十第七項及び第二十八条第七項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件（昭和四十八年五月大蔵省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

別表一1の部中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改め、同表2の部中「平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」に改め、同表3の部中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

別表二中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

○財務省告示第百十二号

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件（平成十五年三月財務省告示第百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。